

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (平成26年法律第5号)

I 一般財源総額の確保と地方交付税の算定内容の改正等(通常収支分)

- (1) 地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保。その上で臨時財政対策債を抑制

区分	平成26年度	平成25年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	60兆3,577億円	59兆7,526億円	+6,051億円
うち地方交付税	16兆8,855億円	17兆624億円	▲1,769億円
臨時財政対策債	5兆5,952億円	6兆2,132億円	▲6,180億円

※ 財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを平成28年度まで3年間延長

- (2) 新たに創設される地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- (3) 地域経済活性化に取り組むための経費を算定するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」(3,500億円)を創設

※ 算定にあたり、各地方公共団体のこれまでの行革努力や地域経済活性化の成果を反映

- (4) その他の算定内容等の改正

- ・ 社会保障の充実分の反映等、平成26年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額を改正
- ・ 地方消費税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に100%算入
- ・ 特別交付税について、災害対応に万全を期すために引下げを2年間延期し、集中復興期間である平成27年度まで現在の割合(地方交付税総額の6%)を継続

II 震災復興特別交付税の確保(東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、震災復興特別交付税を5,723億円確保

III 地方債の特例の創設等

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく除却について、地方債の特例措置を創設
- (2) 第三セクター等改革推進債について、抜本的改革に着手している地方公共団体を対象に、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講ずる

施行期日 平成26年4月1日 (地方法人税関連については平成26年10月1日)